

訪問介護・介護予防訪問介護

重要事項説明書

あなた（利用者）に対するサービスの提供開始にあたり、厚生労働省令の規定に基づき、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	有限会社 フジアート
主たる事務所の所在地	〒746-0082 周南市下上133-18
代表者（職名・氏名）	代表取締役 藤本 威
設立年月日	平成17年10月20日
電話番号	0834-61-0577

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	さわやか訪問介護事業所	
サービスの種類	訪問介護・介護予防訪問介護	
事業所の所在地	〒746-0082 周南市下上133-18	
電話番号	0834-61-0577	
指定年月日・事業所番号	平成26年5月1日指定	
管理者の氏名	藤本 威	
通常の事業の実施地域	周南市とし、事業所より半径15km以内(大津島を除く)	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要介護又は要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、居宅サービス又は介護予防サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要介護状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

訪問介護（又は介護予防訪問介護）は、訪問介護員等が利用者のお宅を訪問し、入浴、排せつや食事等の介助、調理、洗濯や掃除等の家事など、日常生活上の世話をを行うサービスです。
具体的には、サービスの内容により、以下の区分に分けられます。

① 身体介護	利用者の身体に直接接触して行う介助や日常生活を営むのに必要な機能を高めるための介助や専門的な援助を行います。 例) 起床介助、就寝介助、排泄介助、身体整容、食事介助、更衣介助、清拭(せいしき)、入浴介助、体位交換、服薬介助、通院・外出介助など
② 生活援助	家事を行うことが困難な利用者に対して、家事の援助を行います。 例) 調理、洗濯、掃除、買い物、薬の受取り、衣服の整理など

5. 営業日時

営業日	年中無休
営業時間	午前8時30分から午後5時00分まで ただし、利用者の希望に応じて、サービスの提供については、24時間対応可能な体制を整えるものとします。

6. 事業所の職員体制

	資格	常勤	非常勤	計	備考(兼任の有無等)
管理者		1 人	人	1 人	兼務
サービス提供管理者	介護福祉士	1 人	人	1 人	
サービス従業者 (訪問介護員等)	ヘルパー2 級	1 人	人	1 人	
	介護福祉士	人	4 人	0.5 人	兼務
	ヘルパー2 級	人	3 人	0.8 人	兼務
事務職員	—	人	人	人	

7. サービス提供の責任者

あなたへのサービス提供の責任者は下記のとおりです。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

サービス提供責任者の氏名	井上 幸恵
--------------	-------

8. 利用料

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として基本利用料の1割または2割の額です。ただし、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

(1) 訪問介護の利用料

【基本部分】

サービスの内容 1回あたりの所要時間		基本利用料 ※(注1) 参照	利用者負担金 (=基本利用料の1割) ※(注2) 参照
身体介護 中心型	20分未満(夜間・早朝・	2082円	208円
	20分以上30分未満	3110円	311円
	30分以上1時間未満		
	1時間以上1時間30分未満		
	1時間30分以上		
引き続き「生活援助中心型」を算定する場合			
生活援助 中心型	20分未満		
	20分以上45分未満	1827円	182円
	45分以上	2246円	224円
通院等のための 乗車又は降車の介助			

(注1) 「身体介護中心型」及び「生活援助中心型」において、利用者の同意を得て、同時に2人の訪問介護員等がサービス提供した場合は、上記基本利用料の2倍の額となります。
上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

(注2) 上記本文にも記載のとおり、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額	
		基本利用料	利用者負担金
初回加算	新規の利用者へサービス提供した場合 (1月につき)	2,000円	200円
生活機能向上連携 加算	サービス提供責任者が訪問リハビリテーション事業所の理学療法士等と同行し、共同して利用者の心身の状況等を評価した上、生活機能向上を目的とした訪問介護計画を作成し、サービス提供した場合(1月につき)		
緊急時訪問 介護加算	利用者や家族等からの要請を受け、緊急にサービスを提供した場合(1回につき)		
夜間・早朝、 深夜加算	夜間(18時～22時)又は早朝(6時～8時)にサービス提供する場合	上記基本部分の %	

	深夜（２２時～翌朝６時）にサービス提供する場合	上記基本部分の　％
介護職員処遇改善 加算Ⅰ ※	当該加算の算定要件を満たす場合	所定単位数の13.7%を加算
介護職員処遇改善 加算Ⅲ ※		所定単位数の5.5%を加算
介護職員処遇改善 加算Ⅴ ※		加算Ⅲの８０/100％
特別地域 訪問介護加算 ※	当事業所が特別地域に所在する場合	上記基本部分の　％
小規模事業所加算※	当事業所が特別地域に所在せず、１月あたりの延べ訪問回数が２００回以下の小規模事業所である場合	上記基本部分の　％
中山間地域等に 居住する者への サービス提供加算※	中山間地域において、通常の事業の実施地域以外に居住する利用者へサービス提供した場合	上記基本部分の　％

（注）※印の加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

周南市は地域区分加算７級地により 10.14%加算となります。

【減算】

減算の種類	減算の要件	減算額
訪問介護同一建物減算	同一敷地内の事業所	上記基本部分の９０％

（２）キャンセル料

利用予定日の直前にサービス提供をキャンセルした場合は、以下のとおりキャンセル料をいただきます。ただし、あなたの体調や容体の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。また、介護予防訪問介護は、利用料が月単位の定額のため、キャンセル料は不要とします。

キャンセルの時期	キャンセル料
利用予定日の前日	無料
利用予定日の当日	600円

（３）交通費その他の費用

- 従業者がサービスを提供する為、利用者宅を訪問する際にかかる交通費は、事業の実施地域内にお住まいの利用者につきましては、無料となります。
通常の実施地域外にお住まいの利用者につきましては、事業者に対して前項に定める交通費の実費を支払うものとします。その場合の実費は、通常の事業の実施地域を越えた地点から目的地までの区間における自動車使用時の経費〔片道 20km 未満は 1,000 円、片道 20km 以上は 2,000 円〕となります。
- 買い物サービスにおいて事業者の自動車を利用する場合には、使用時の経費（利用者宅から目的地までの往復の経費【20 円/km】消費税込）とします。

(4) 支払い方法

上記（１）から（３）までの利用料（利用者負担分の金額）は、１ヶ月ごとにまとめて請求しますので、次のいずれかの方法によりお支払いください。

なお、利用者負担金の受領に関わる領収書等については、利用者負担金の支払いを受けた後、３０日以内に差上げます。

支払い方法	支払い要件等
銀行振り込み	サービスを利用した月の翌月の末日（祝休日の場合は直前の平日）までに、事業者が指定する下記の口座にお振り込みください。 山口銀行 富田支店 普通口座 6277170
現金払い	サービスを利用した月の翌月の末日（休業日の場合は直前の営業日）までに、現金でお支払いください。

９．緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに下記の主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

利用者の主治医	医療機関の名称 氏名 所在地 電話番号	- -
緊急連絡先 (家族等)	氏名（利用者との続柄） 電話番号	() - -

１０．事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員（又は地域包括支援センター）及び市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

１１．苦情相談窓口

（１）サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	電話番号 0834-61-0577 担当者 藤本 威
---------	-------------------------------

（２）サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	周南市役所高齢者支援課	電話番号 0834-22-8467
	国民健康保険団体連合会	電話番号 083-995-1010

１２．サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

（１）サービス提供の際、訪問介護員等は以下の業務を行うことができませんので、あらかじめご了解ください。

- ① 医療行為及び医療補助行為
- ② 各種支払いや年金等の管理、金銭の貸借など、金銭に関する取扱い
- ③ 「本人の援助」に該当しないもの

ご家族の為の洗濯、調理、買い物、布団干し。主として利用者が使用する居室以外の

掃除、来客の応接(お茶の手配等)、自家用車の洗車等。

④「日常生活の援助」に該当しないもの

庭の草むしり、花木の水遣り、犬の散歩等ペットの世話、家具等の移動、大掃除、窓のガラス拭き、室内外家屋の修理、正月料理等の特別な調理等。

(2) 訪問介護員等に対し、贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。

(3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の介護支援専門員(又は地域包括支援センター)又は当事業所の担当者へご連絡ください。

説 明 日 令和 7 年 2 月 24 日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事 業 者 所在地 周南市下上 133-7

事業者(法人) (有) フジアート さわやか訪問介護事業所

代表者名 藤本 威 印

説明者名 藤本 威 印

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。

また、この文書が契約書の別紙(一部)となることについても同意します。

利 用 者 住 所

氏 名 印

署名代行者(又は法定代理人)

住 所

氏 名 印

(本人との続柄)